

智頭町告示第 270 号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 2 年 1 0 月 1 日

智頭町長 金兒 英夫

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小 班	地目	面積 (ha)	経営管理 権の存続 期間	備考
集 2-2	智頭町西宇塚 916 番地	432 A	保安林	0.33	2025/9/30 まで	
集 2-3	智頭町西宇塚 918 番地	432 A	保安林	0.34	2025/9/30 まで	
集 2-4	智頭町西宇塚 866 番地	432 D	保安林	0.19	2025/9/30 まで	
集 2-5	智頭町西宇塚 868 番地	432 D	保安林	0.54	2025/9/30 まで	
	智頭町西宇塚 884 番地 3	432 C	保安林	0.15	2025/9/30 まで	

2 縦覧場所 智頭町山村再生課、智頭町のホームページ

3 本公告により、智頭町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。